

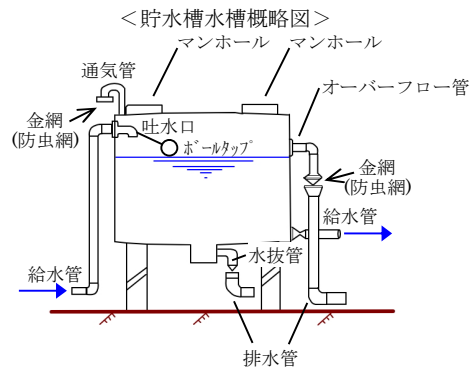
受水槽 高架水槽の管理者様へ

貯水槽水道(受水槽と高架水槽の総称)設置者には、貯水槽の管理責任が定められています。
(水道法施行規則第12条の5第2項※1)

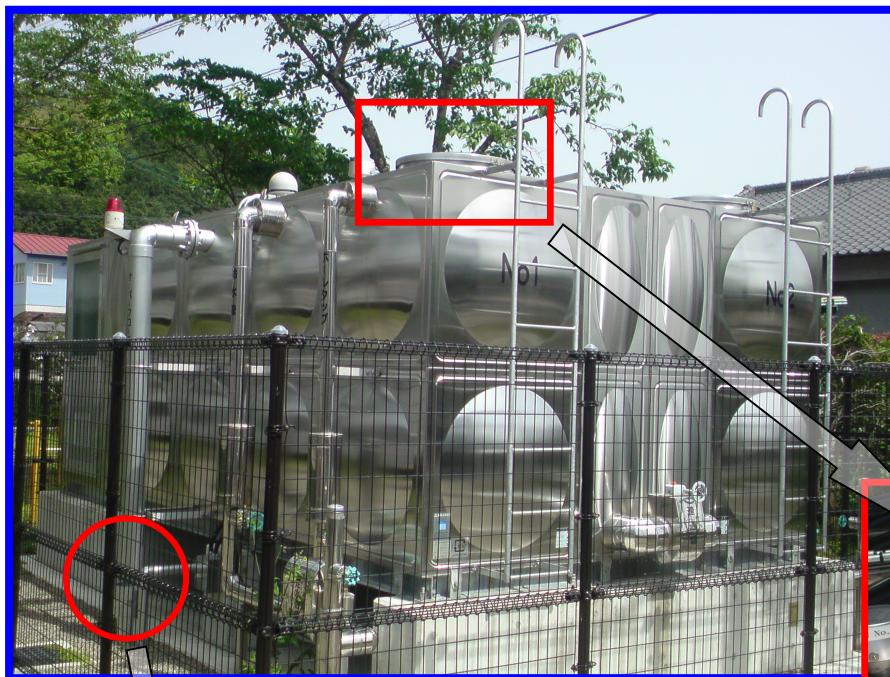
水槽の定期的な清掃と日常の点検を！！

貯水槽水道は、**年に1回以上**の**清掃**と保健所などの登録検査機関(水道法第34条の2第2項※2)による**検査**を受ける必要があります。

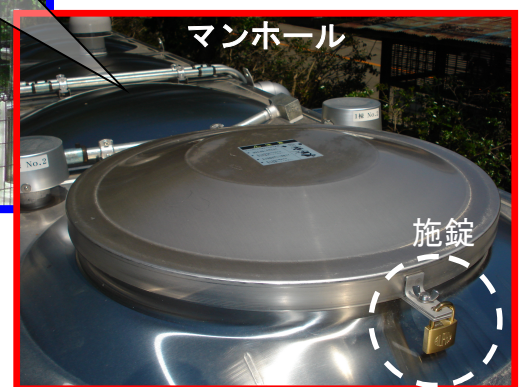
また、それ以外にも日常の定期的な点検が大切です。



点検のポイント(受水槽の場合)



1. ごみ・汚物等が周囲や上部に置かれていないか
2. 受水槽の外観に亀裂や破損はないか
3. 内部にごみ、沈殿物はないか

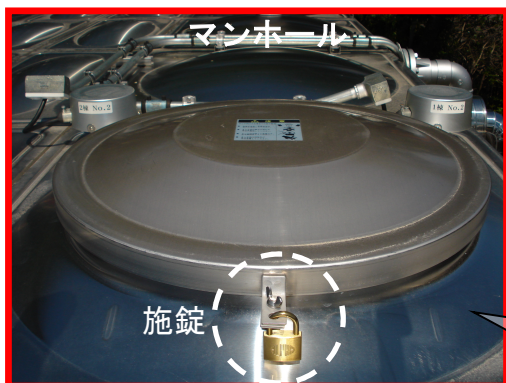


6. マンホールに施錠はしてあるか
7. パッキン等の劣化はないか



4. 水抜管・オーバーフロー管が、排水管等の他の配管と直接連結されていないか
5. オーバーフロー管・通気管の防虫網に破損はないか

点検のポイント(高架水槽の場合)



1. 高架水槽の外観に亀裂や破損はないか
2. 内部にごみ、沈殿物はないか

3. マンホールに施錠はしてあるか
4. パッキン等の劣化はないか



5. 水抜管・オーバーフロー管が、排水管等の他の配管と直接連結されていないか
6. オーバーフロー管・通気管の防虫網に破損はないか



これらを定期的に点検するとともに、屋外に設置してある水槽は自然災害による影響を受けやすいので、台風・大雨・強い地震の後には必ず点検を実施してください。

※1 水道法施行規則第12条の5第2項

貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

- イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
- ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

※2 水道法第34条の2第2項

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

— 問 い 合 わ せ 先 —

人吉市水道局上水道課施設係

〒868-8601 人吉市西間下町 7-1

TEL : 22-2111(内線 2316) FAX : 24-5929